

「さわやか みまもり E y e」パトロール事業実施要領

1 事業の目的

地域の安全を守り、市民が安心して生活できる環境をつくるため、防犯を目的としたパトロール活動を行うボランティア団体や、日ごろから趣味や健康のため散歩やジョギングを楽しむ個人に、地域安全活動「さわやか みまもり E y e」に参加いただき、市から活動のための防犯啓発物品を支給する。

この活動の輪を市内に広めることにより、広く防犯意識の高揚と犯罪の抑止を図る。

2 登録要件

市内在住、または在勤、在学の18歳以上の方で、概ね月1回以上活動できる団体、もしくは週1回以上活動できる個人を対象とする。

3 登録方法

所定の登録申請書に記入し、身分が証明できるもの（身分証明書、運転免許証、保険証など）を提示のうえ、市へ提出するものとする。

なお、団体登録の場合は、代表者のみ身分が証明できるもの（身分証明書、運転免許証、保険証など）を提示するものとし、メンバー全員の名簿を添付すること。

4 活動範囲

大垣市内を活動の範囲とする。

5 支給物品

支給する防犯啓発物品は次のとおりとする。

（団体） (1) ジャンパー

(2) 帽子

(3) 腕章 (希望者のみ)

(4) 誘導ライト (希望者のみ)

ただし、(1) から (3) は1団体に支給できる数量の上限を10個までとし、

(4)は登録者数の2分の1、かつ、上限5個まで支給できるものとする。

（個人） 帽子

夜光タスキ (希望者のみ)

6 ボランティア保険

登録者全員にボランティア保険へ加入いただき、その費用を市が負担する。

7 登録の更新

毎年4月末日を期限とし、1年ごとに登録の更新を行う。

8 登録の取消

市は、登録された者のうち適当でないと思えた者については、その登録を取り消すことができる。

9 支給物品の返却

登録を取り消した者は、支給された物品を返却しなければならない。

10 県への登録

団体登録した者は、県が実施する「安全・安心まちづくり地域安全活動促進事業」への登録ができるものとする。

1 1 活動の心得

- (1) 支給したグッズを必ず身に着け、自己の責任においてパトロールを行ってください。
なお、支給したグッズを他団体や他人に貸さないでください。
- (2) 地域住民の方とあいさつを交わすよう心掛けてください。
- (3) 登下校中の児童・生徒を見かけたときは、そっと見守るよう心掛けてください。
- (4) 健康には十分留意し、決して無理をしないでください。
- (5) 犯罪などを目撃した場合は、身の安全を確保し、直ちに警察へ通報してください。
- (6) 危険な行為はしないでください。
- (7) 他人の人権や財産を侵害する行為はしないでください。



みまもり家の人々

<問合せ先>

大垣市生活環境部生活安全課
防災安全係 内線428、429